

1 公共施設等の名称、立地並びに規模及び配置

(1) 公共施設等の名称

日野川第一発電所

(2) 立地

① 取水口及び導水路

ア 小原川取水口

日野郡日南町佐木谷

イ 釣谷川取水口

日野郡日野町福長

ウ 小原川注水口、菅沢ダム取水口

日野郡日南町菅沢

エ 小原川導水路

日野郡日南町佐木谷から同町菅沢まで

オ 幹線圧力導水路

日野郡日南町菅沢から日野町福長まで

② 発電所（調圧水槽、水圧管路、日野川第一発電所及び管理道路）及び放水口

日野郡日野町福長

③ 土砂捨場

ア 幹線圧力導水路土砂捨場

日野郡日野町福長

イ 小原川土砂捨場

日野郡日南町福万来

(3) 規模（最大出力）

4, 400キロワット

(4) 配置

別図のとおり

2 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

日野川第一発電所に係る運営維持業務

3 公共施設等運営権の存続期間

令和6年12月1日から令和26年11月30日まで

ただし、公共施設等運営権者が、令和20年8月31日までに公共施設等運営権の存続期間の延長を鳥取県に協議し、公共施設等運営権者に延長前の運営権の存続期間内に特定事業契約に対する重大な義務違反がなく、運営維持業務の内容、運営権対価の追加の支払いその他の条件について鳥取県及び公共施設等運営権者が合意した場合には、公共施設等運営権の存続期間の満了日は、令和37年3月31日まで延長されるものとする。また、延長後の公共施設等運営権の存続期間の満了日の2年前までに同じ手続が行われ、鳥取県及び公共施設等運営権者が合意した場合は、公共施設等運営権の存続期間は、令和52年3月31日まで更に延長されるものとする。

(別図)

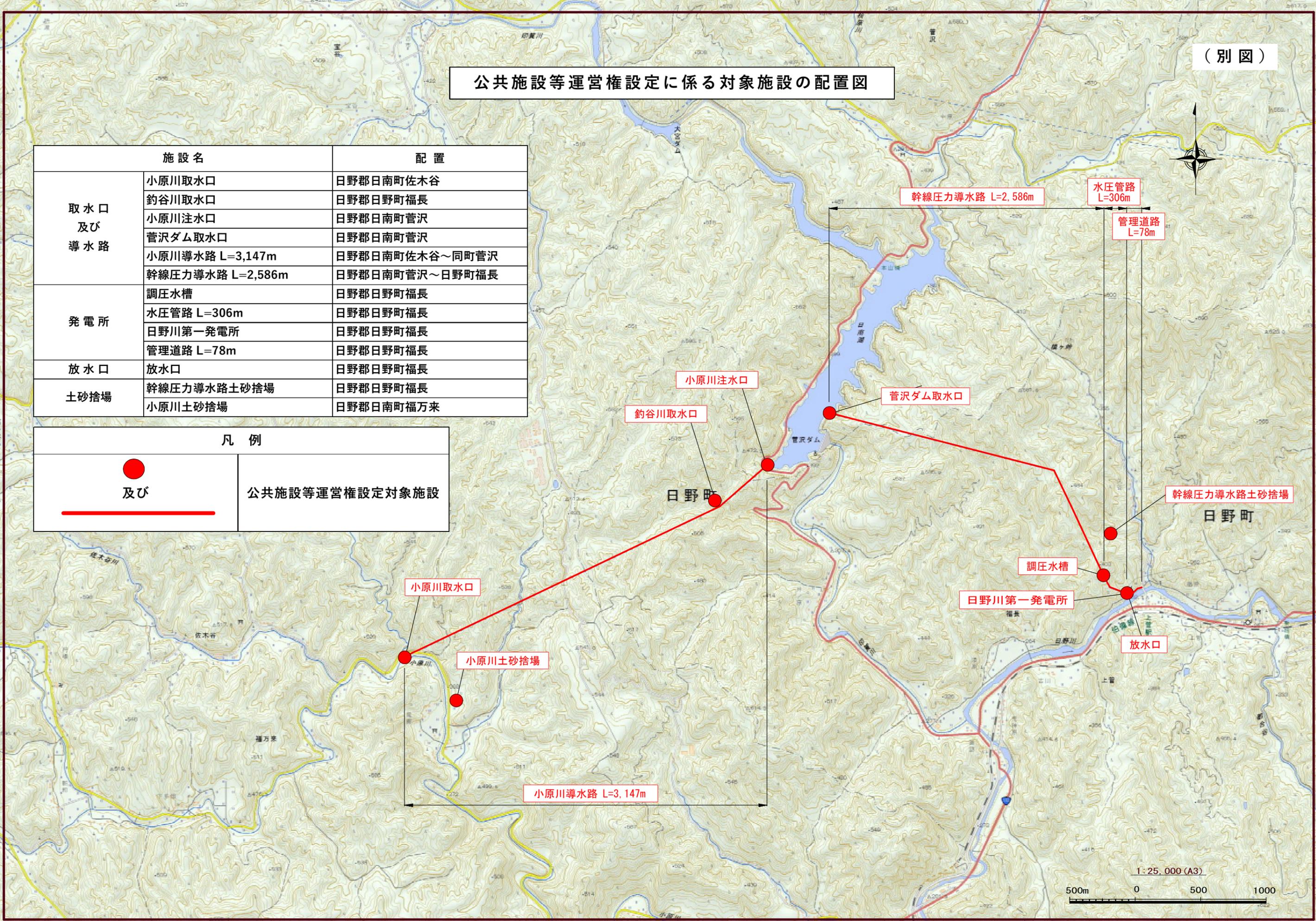
公共施設等運営権設定に係る対象施設の配置図

施設名		配置
取水口 及び 導水路	小原川取水口	日野郡日南町佐木谷
	釣谷川取水口	日野郡日野町福長
	小原川注水口	日野郡日南町菅沢
	菅沢ダム取水口	日野郡日南町菅沢
	小原川導水路 L=3,147m	日野郡日南町佐木谷～同町菅沢
	幹線圧力導水路 L=2,586m	日野郡日南町菅沢～日野町福長
発電所	調圧水槽	日野郡日野町福長
	水圧管路 L=306m	日野郡日野町福長
	日野川第一発電所	日野郡日野町福長
	管理道路 L=78m	日野郡日野町福長
放水口	放水口	日野郡日野町福長
土砂捨場	幹線圧力導水路土砂捨場	日野郡日野町福長
	小原川土砂捨場	日野郡日南町福万来

凡例

● 及び

—— 公共施設等運営権設定対象施設



この配置図は、電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成。